

第2 給与所得の源泉徴収事務

所得税は、源泉分離課税とされる預貯金の利子等に係る利子所得などを除き、その年中に各人に帰属する全ての所得を総合し、その所得の総額から基礎控除額や扶養控除額などの所得控除額を差し引き、その残額に税率を適用して課税する、いわゆる「総合課税」の建前をとっています。また、既に説明したように、納税については、所得者自身が所得とそれに対する税額を計算して確定申告をし、自発的に納税する、いわゆる「申告納税制度」を採用しています。

給料や賃金等によって生計を立てている給与所得者についても、総合課税や申告納税の建前に従って所得税の課税が行われることとなりますが、給与所得者は、一般的には給料や賃金等の収入以外に所得のない場合が多いので、各人の確定申告を待つまでもなく、給与の支払者の下で比較的容易に総合課税の要請に応ずることができます。そこで、給与所得に対する所得税及び復興特別所得税については、いわゆる源泉徴収制度を採用し、給料や賃金等の支払者が給与を支払う際に、支払額に応じた所得税及び復興特別所得税をその給与から差し引いてこれを国に納付するとともに、年末において年末調整を行い、その年中の給与の総額に対する年税額と給与の支払の都度差し引いて納付した源泉所得税及び復興特別所得税の合計額とを対比して、過不足額の精算をすることとし、給与所得者が申告納税をする手数を省くこととしています。

I 給与所得の課税標準

1 給与所得控除

所得税は、原則としてその年中の収入金額から必要経費の額などを控除した、いわゆる純所得を課税標準として課税するものですが、給与所得については、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（次ページ2の給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合には、適用後の金額）を課税標準とすることになっています。

この給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて、次の表のように定められています（所法28③）。

（注） 月々（日々）の源泉徴収税額を計算する際に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表や日額表など）には、既に給与所得控除相当額が織り込まれていますので、月々（日々）の源泉徴収の都度、次の給与所得控除額の算式によって給与所得控除額を計算する必要はありません。また、年末調整の際には、「その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額」から各種所得控除額を控除した後の課税給与所得金額について「年末調整のための算出所得税額の速算表」を使用して税額を求めることとなりますが、この場合の給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与

等の金額の表」によって求めます（所法28④、190、別表第五）。

〔給与所得控除額の算式〕

給与等の収入金額	給与所得控除額
162万5,000円以下の場合	650,000円
162万5,000円を超え180万円以下の場合	収入金額×40%
180万円を超え360万円以下の場合	収入金額×30% + 180,000円
360万円を超え660万円以下の場合	収入金額×20% + 540,000円
660万円を超え1,000万円以下の場合	収入金額×10% + 1,200,000円
1,000万円を超える場合	2,200,000円

2 給与所得者の特定支出控除

(1) 給与所得者が、特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは、その年分の給与所得の金額は、給与所得控除後の給与等の金額からその超える部分の金額を控除した金額とすることができます（所法57の2①）。

(2) 特定支出とは、次に掲げる支出で、一定の要件に当てはまるものをいいます。

ただし、特定支出につき、給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合におけるその補填される部分及びその支出につき雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第5項（失業等給付）に規定する教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号（母子家庭自立支援給付金）に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金又は同法第31条の10（父子家庭自立支援給付金）において準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される場合におけるその支給される部分は特定支出には含まれません（所法57の2②）。

- ① 通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出
- ② 転任に伴う転居のための支出
- ③ 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するために受講する研修のための支出
- ④ 職務の遂行に直接必要な資格の取得費
- ⑤ 転任に伴い単身赴任をしている人の帰宅のための往復旅費
- ⑥ 職務に関連する図書若しくは勤務場所での着用品が必要とされる衣服

を購入するため、又は得意先等に対する接待、供応等のための支出（その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限る。）

(3) 特定支出控除の特例の適用を受けるためには、確定申告書等に次の書類の添付等が必要です（所法57の2③④）。

- ① 給与所得者の特定支出に関する明細書
- ② 給与の支払者の証明書
- ③ 特定支出の金額等を証する書類
- ④ 鉄道等の利用区間等を証する書類

(注) これらの様式は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載しています。

II 給与所得の範囲

給与所得とは、俸給や給料、賃金、歳費、賞与のほか、これらの性質を有するものをいいます（所法28①）。

なお、給与所得の範囲について注意すべき主な事項は、次のとおりです。

1 特殊な給与の取扱い

(1) 通勤手当等

通勤手当（通常の給与に加算して支給されるものに限り。）や通勤用定期乗車券（これらに類する手当や乗車券を含みます。）は、次の区分に応じ、それぞれ1か月当たり次の金額までは課税されないことになっています（所法9①五、所令20の2）。

区	分	課税されない金額	
①	交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000円）	
②	自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円
		通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円
		通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円
		通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円
		通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円
		通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円

区	分	課税されない金額
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)
③	交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)
④	交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)

(注) 1 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません(所基通9-6の3)。

2 「運賃等の額」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれます。したがって、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」以下であれば、課税される金額はないこととなりますが、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」を超える場合には、その超える部分の金額が課税の対象となります(平元直法6-1(最終改正平26課法9-1))。

(2) 旅 費

旅費については、次のように取り扱われます。

イ 非課税とされる旅費の範囲

次に掲げる旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません(所法9①四)。

(イ) 勤務する場所を離れて職務を遂行するために行う旅行

(ロ) 転任に伴う転居のために行う旅行

(ハ) 就職や退職した人の転居又は死亡により退職した人の遺族が転居のために行う旅行

上記の非課税とされる金品は、旅行をした人に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内のものに限られますが、その範囲内のものに該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとされています(所基通9-3)。

① 支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通

じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。

- ② 支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

ロ 年額又は月額により支給される旅費

職務を遂行するために行う旅行の費用に充てるものとして支給される金品であっても、年額又は月額により支給されるものは、給与所得として課税の対象とされます。ただし、その支給を受けた役員又は使用人の職務を遂行するために行う旅行の実情に照らし、明らかに上記イの旅費に相当すると認められるものについては、課税されません（所基通28-3）。

ハ 非常勤役員等の出勤のための費用

常には出勤することを要しない次に掲げるような人に対し、その勤務する場所に出勤するために行う旅行、宿泊などに要する費用に充てるものとして支給される金品で、その支給について社会通念上合理的な理由があると認められる場合に支給されるものについては、その支給する金品のうち、その出勤のために直接必要であると認められる部分に限り、課税されません（所基通9-5）。

- (イ) 国・地方公共団体の議員、委員、顧問又は参与
- (ロ) 会社その他の団体の役員、顧問、相談役又は参与

二 単身赴任者が会議等に併せて帰宅する場合に支給される旅費

単身赴任者が職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のための旅行を行った場合に支給される旅費については、これらの旅行の目的、行路等からみてこれらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費の額が所得税基本通達9-3に定める非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、課税されません（昭60直法6-7）。

ホ 着後滞在費

通常の赴任旅費のほかに、例えば、家族の同伴が不可能である転勤者に対し、家族と同居するまでの間その日数などに応じて着後滞在費などの名目で支給されるものは、それが旅費規程に基づいて支給されるものであっても、給与所得とされます。

(3) 宿日直料

宿日直料は、1回の宿日直について支給される金額のうち、4,000円（宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、

4,000円からその食事の価額を控除した残額)までの部分については、課税されません。ただし、次に掲げる宿日直料については、その全額が課税の対象とされます(所基通28-1)。

イ 休日又は夜間の留守番だけを行うために雇用された人や、勤務する場所に居住し休日又は夜間の留守番をも含めた勤務を行うものとして雇用された人にその留守番に相当する勤務について支給される宿日直料

ロ 宿日直の勤務をその人の通常の勤務時間内の勤務として行った人やこれらの勤務をしたことにより代日休暇が与えられる人に支給される宿日直料

ハ 宿日直の勤務をする人の通常の給与の額に比例した金額又はその給与の額に比例した金額に近似するように給与の額の階級区分等に応じて定められた金額により支給される宿日直料(その宿日直料が、上記の給与の額に比例した金額とその他の金額との合計額によって支給される場合には、その比例した部分の金額)

(4) 夜間勤務者の食事代

正規の勤務時間の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)に及ぶいわゆる深夜勤務者に対し、夜食の提供ができないため、これに代えて通常の給与に加算して支給される夜食代で、その支給額が勤務1回につき300円以下のものについては、課税されません(昭59直法6-5)。

この場合の支給額が非課税限度額の300円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します(平元直法6-1(最終改正平26課法9-1))。

(5) 交際費等

交際費や接待費等として役員又は使用人に支給される金品は、給与所得とされますが、使用者の業務のために使用すべきものとして支給されるもので、そのために使用したことの事績が明らかなものについては、課税されません(所基通28-4)。

(6) 結婚祝金品等

雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける役員又は使用人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません(所基通28-5)。

(7) 葬祭料、香典、見舞金

葬祭料や香典、災害等の見舞金は、その金額が社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません(所基通9-23)。

(8) 死亡した人の給与

死亡後に支給期（給与所得の収入すべき時期（38ページ参照）をいいます。）の到来する給与のうち相続税法の規定により相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税は課されません（所基通9-17）。

(9) 労働基準法等の規定による各種補償金

次に掲げる補償金は、課税されません（所法9①三イ）。

イ 労働基準法第8章（災害補償）の規定により受ける療養の給付や費用、休業補償、障害補償、打切補償、分割補償（障害補償の部分に限ります。）、遺族補償及び葬祭料（所令20①二、所基通9-1）。

ロ 船員法第10章（災害補償）の規定により受ける療養の給付や費用、傷病手当、予後手当、障害手当（所令20①三）。

（注）労働基準法第76条第1項に定める割合を超えて休業補償を行った場合であっても、その休業補償については課税されません（所基通9-24）。

(10) 学資金

イ 学資に充てるために給付される金品のうち給与その他対価の性質を有するものは非課税の対象から除外されていますが、給与所得者が使用者から受ける学資金のうち、通常の給与に加算して給付されるものについては、次に掲げる場合に該当するものを除き、非課税とされません（所法9①十五）。

① 法人である使用者からその法人の役員^(注)の学資に充てるため給付する場合

② 法人である使用者からその法人の使用人（その法人の役員を含みます。）と特別の関係がある者^(注)の学資に充てるため給付する場合

③ 個人である使用者からその個人の営む事業に従事するその個人の親族（その個人と生計を一にする者を除きます。）の学資に充てるため給付する場合

④ 個人である使用者からその個人の使用人（その個人の営む事業に従事するその個人の親族を含みます。）と特別の関係がある者^(注)（その個人と生計を一にするその個人の親族に該当する者を除きます。）の学資に充てるため給付する場合

ロ 給与所得者が使用者から受ける学資金で非課税とされるものは、通常の給与に加算して給付されるものに限定されることから、本来受けるべき給与の額を減額された上で、それに相当する額を学資金として給付を受けるものなどは、非課税とはされません（所基通9-14）。

ハ 上記イの①から④に該当する場合は、役員、使用人又は親族に対する給与等として課税されます（所基通9-15）。

ニ 使用者から学資金の給付を受ける者が、その使用者の他の使用人と特別の関係がある者^(注)であると同時に、その使用者の使用人（法人の役員及び個人の営む事業に従事する当該個人の親族を除きます。）としての地位も併せて有している場合には、その学資金の給付が、使用人と特別の関係がある者のみを対象として行われるなどでない限り、使用人と特別の関係がある者^(注)に対する学資金には該当しないものとして取り扱うことができます（所基通9-16）。

(注)「特別の関係がある者」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 当該使用人の親族
- ② 当該使用人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の直系血族
- ③ 当該使用人の直系血族と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①から③に掲げる者以外の者で、当該使用人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの及びその者の直系血族
- ⑤ ①から④に掲げる者以外の者で、当該使用人の直系血族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(11) 在勤手当（いわゆる在外手当）

使用者が、国外で勤務する居住者である役員又は使用人に対し通常の給与に加算して支給する在勤手当で、勤務地の物価、生活水準、生活環境、為替相場等の状況からみて、その加算して支給を受けることにより国内で勤務した場合に比べて利益を受けると認められない部分の金額については、課税されません（所法9①七、所令22）。

(12) 発明報償金等の支給

業務上有益な発明、考案等をした役員又は使用人に対して支給する報償金、表彰金、賞金等については、次のように取り扱われます（所基通23～35共-1）。

イ 業務上有益な発明、考案又は創作をした人に対して、その発明、考案又は創作に関する特許や実用新案登録、意匠登録を受ける権利又は特許権、実用新案権、意匠権を使用者が承継することにより支給するものについては、これらの権利の承継に際し一時に支給するものは譲渡所得、これらの権利を承継した後において支給するものは雑所得とされます。

ロ 役員又は使用人が取得した特許権、実用新案権や意匠権について通常実施権又は専用実施権を設定したことにより支給するものについては、雑所得とされます。

ハ 事務や作業の合理化、製品の品質の改善や経費の節約等に寄与する工夫、考案等（特許や実用新案登録、意匠登録を受けるに至らないも

のに限ります。)をした人に対して支給するものについては、その工夫、考案等がその人の通常の職務の範囲内の行為である場合には給与所得、その他の場合には一時所得（その工夫、考案等の実施後の成績などに応じ継続的に支給する場合には雑所得）とされます。

ニ 災害等の防止又は発生した災害等による損害の防止などに功績のあった人に対して一時に支給するものについては、その防止などがその人の通常の職務の範囲内の行為である場合には給与所得、その他の場合には一時所得とされます。

ホ 篤行者として社会的に顕彰され使用者に栄誉を与えた人に対して一時に支給するものについては、一時所得とされます。

ヘ 使用者原始帰属制度に基づき、従業者が契約、勤務規則その他の定めにより職務発明に係る特許を受ける権利を使用者に原始的に取得させることにより、当該使用者から受ける相当の金銭その他の経済上の利益は、雑所得とされます。

(13) 確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い

使用者が次に掲げる各制度に基づき使用人のために支出した掛金や保険料、事業主掛金、信託金等については、課税されません（所令64、82の4）。

なお、これらの各制度に基づき使用人が支払を受ける年金などについては、それぞれその内容に応じて公的年金等に係る雑所得、退職所得、一時所得又は給与所得として課税されることとなります（所法31、35、措法29の3）。

イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者のために支出した掛金

ロ 確定給付企業年金に係る規約に基づいてその加入者のために支出した掛金のうち当該加入者が負担した金額以外の部分

ハ 適格退職年金契約に基づいて法人税法施行令附則第16条第1項第2号に規定する受益者等のために支出した掛金又は保険料のうち、その受益者等が負担した金額以外の部分

ニ 確定拠出年金法第4条第3項に規定する企業型年金規約に基づいてその企業型年金加入者のために支出した同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金

ホ 勤労者財産形成促進法第6条の2第1項に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて同項第2号に規定する信託の受益者等のために支出した同項第1号に規定する信託金等

へ 勤労者財産形成促進法第6条の3第2項に規定する第1種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第2号に規定する信託の受益者等のために支出した同項第1号に規定する信託金等又は同条第3項に規定する第2種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第2号に規定する勤労者について支出した同項第1号に規定する預入金等

2 現物給与の取扱い

給与は、金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように次に掲げるような物又は権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

- ① 物品その他の資産を無償又は低い価額により譲渡したことによる経済的利益
- ② 土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益
- ③ 福利厚生施設の利用など②以外の用役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益
- ④ 個人的債務を免除又は負担したことによる経済的利益

これらの経済的利益を一般に現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされますが、現物給与には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、②換金性に欠けるもの、③その評価が困難なもの、④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭給与と異なる性質があるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった取扱いが定められています。

(1) 現物給与の評価の原則

給与を金銭で支給することに代えて物又は権利その他の経済的利益によって支給する場合には、その経済的利益の額はおおむね次のように評価することになっています。

イ 使用者が通常他に販売する物品を支給する場合には、次に掲げる価額によります（所基通36-39(1)）。

- (イ) 製造業者が自家製品を支給する場合……製造業者販売価額
- (ロ) 卸売業者が取扱商品を支給する場合……卸売価額
- (ハ) 小売業者が取扱商品を支給する場合……小売価額

ロ 使用者が通常他に販売する物品でないものを支給する場合には、その物品の通常売買される価額によります。ただし、使用者が役員又は使用人に支給するために購入した物品で、購入時から支給時までの間にその価額にさして変動がないものは、その物品の購入価額によるこ

とができます（所基通36-39(2)）。

ハ 有価証券（発行法人から与えられた新株等を取得する権利を除きます。）を支給する場合には、その支給時の価額によります（所基通36-36）。

ニ 生命保険契約等に関する権利を支給する場合には、その支給時に契約を解除したとしたならば保険会社等から支払われることとなる解約返戻金等の額によります（所基通36-37）。

ホ 役員又は使用人に使用者の事業の用に供する資産（例えば、社宅や自動車など）を専属的に利用させる場合には、その資産の利用について通常支払うべき使用料その他その利用の対価に相当する額によります（所令84の2）。

（注）社宅や寮などの賃貸料相当額の評価については32～36ページを参照。

ヘ 金銭の貸付けを行った場合の利息の評価については、次に掲げる利率によります（所基通36-49）。

(イ) 使用者が他から借り入れて貸し付けた場合……その借入金の利率

(ロ) その他の場合……貸付けを行った日の属する年の租税特別措置法第93条第2項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合による利率

(注) 1 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

2 平成25年12月31日以前に貸付けを行ったものについては、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の利率を加算した利率により評価します。

(参考)

平成14年以降に適用される上記(ロ)の利率は、次のとおりです。

- ・平成14年～18年中に貸付けを行ったもの……4.1%
- ・平成19年中に貸付けを行ったもの……………4.4%
- ・平成20年中に貸付けを行ったもの……………4.7%
- ・平成21年中に貸付けを行ったもの……………4.5%
- ・平成22年～25年中に貸付けを行ったもの……4.3%
- ・平成26年中に貸付けを行ったもの……………1.9%
- ・平成27年～28年中に貸付けを行ったもの……1.8%
- ・平成29年中に貸付けを行ったもの……………1.7%

ト 使用者が支給する食事については、次に掲げる金額により評価します（所基通36-38）。

- (イ) 使用者が調理して支給する食事……その食事の主食、副食、調味料等に要する直接費の額に相当する金額
 - (ロ) 使用者が飲食店等から購入して支給する食事……その食事の購入価額に相当する金額
- (2) 個々の現物給与に対する課税上の取扱い

主な現物給与についての課税の範囲、評価の方法等の取扱いは、次のとおりです。

イ 有価証券の支給

有価証券を支給する場合には、その支給する有価証券の価額の多少にかかわらず、全て給与所得とされます。

ロ 通勤用定期乗車券の支給

通勤用定期乗車券を支給する場合には、前に述べたとおり（15ページ参照）、原則として、1か月当たりの合理的な運賃等の額で最高150,000円までの部分については、課税されません（所令20の2三、四）。

ハ 食事の支給

使用者が支給する食事（宿日直又は残業をした場合に支給される食事を除きます。）については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額3,500円を超えるときは、使用者が負担した全額が給与所得とされます（所基通36-38の2）。

この場合の使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します（平元直法6-1（最終改正平26課法9-1））。

このほか、食事を支給した場合の取扱いについては、次のようなものがあります。

- (イ) 通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした役員又は使用人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません（所基通36-24）。
- (ロ) 乗船中の船員に対し船員法第80条第1項（食料の支給）の規定により支給する食事については、課税されません（所法9①六、所令21一）。

なお、船員法第80条第1項の規定の適用がない漁船の乗組員に対し、乗船中に支給する食事については、その乗組員の勤務がその漁船の操業区域において操業する他の同項の規定の適用がある漁船の乗組員の勤務に類すると認められる場合に支給するものに限り、課

税されません（所基通9-7）。

二 制服等の支給

職務の性質上制服を着用しなければならない役員又は使用人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品については、課税されません（所法9①六、所令21二、三）。また、専ら勤務場所のみで着用するために支給又は貸与する事務服、作業服等についても課税されません（所基通9-8）。ただし、これらの制服等の支給又は貸与に代えて金銭を支給する場合には、その金額の多少にかかわらず給与所得とされます。

ホ 永年勤続記念品等の支給

永年にわたり勤務した役員又は使用人の表彰に当たり、記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用人が受ける経済的利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税されません（所基通36-21）。

- (イ) 利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らして、社会通念上相当と認められること。
- (ロ) 表彰が、おおむね10年以上勤務した人を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける人については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

ハ 創業記念品等の支給

創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、役員又は使用人に対しその記念として支給する記念品で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものを除き、課税されません（所基通36-22）。

- (イ) 支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであること。
- (ロ) 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際して支給する記念品については、創業後相当な期間（おおむね5年以上の期間）ごとに支給するものであること。

この場合の経済的利益の額が非課税限度額の10,000円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します（平元直法6-1（最終改正平26課法9-1））。

ト 商品、製品等の値引販売

役員又は使用人に対し使用者の取り扱う商品、製品等（有価証券及

び食事を除きます。)の値引販売をすることにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その値引販売が次のいずれにも該当する場合には、課税されません(所基通36-23)。

- (イ) 値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、しかも、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であること。
- (ロ) 値引率が、役員や使用人の全部について一律に、又は役員や使用人の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差により定められていること。
- (ハ) 値引販売をする商品等の数量が、一般の消費者が家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。
(注) 不動産は、一般の消費者が家事のために通常消費するものではないと認められます。

チ 寄宿舎の電気料等の使用者負担

使用者が、寄宿舎の電気、ガス、水道等の料金を負担することにより、その寄宿舎に居住する役員又は使用人が受ける経済的利益については、その料金の額が、その寄宿舎に居住するために通常必要であると認められる範囲内のものであって、各人ごとの使用部分に相当する金額が明らかでない場合には、課税されません(所基通36-26)。

リ 金銭の無利息貸付け等

使用者が、役員又は使用人に対し金銭を無利息又は23ページの(1)へにより評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その経済的利益が次のいずれかに該当する場合には、課税されません(所基通36-28)。

- (イ) 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員又は使用人に対し、その資金に充てるために貸し付けた金額につき、返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益
- (ロ) 役員又は使用人に貸し付けた金額について、使用者における借入金の平均調達金利(例えば、当該使用者が貸付けを行った日の前年中又は前事業年度中における借入金の平均残高に占める当該前年中又は前事業年度中に支払うべき利息の額の割合など合理的に計算された利率をいいます。)など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益
- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる貸付金以外の貸付金について受ける経済的利益で、その年又はその事業年度における利益の合計額が5,000円(その事業年度が1年に満たない場合には、

「5,000円× $\frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$ 」) 以下のもの

ヌ 用役の提供等

使用者が、福利厚生施設の運営費等を負担することにより、その施設を利用した役員又は使用人が受ける経済的利益や、運送業、興行業などを営む使用者が、用役（運送や観劇などのサービス）を無償又は低い価額の対価で提供することにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その額が著しく多額であると認められる場合や役員だけを対象としてその経済的利益を供与する場合を除き、課税されません（所基通36-29）。

ル 技術の習得等をさせるために支給する金品

使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えありません（所基通36-29の2）。

ロ レクリエーションの費用の負担

使用者が、役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の簡易なレクリエーション行事の費用を負担することにより、その行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、自己の都合で行事に参加しなかった役員又は使用人に対し、参加に代えて金銭を支給する場合や、役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません（所基通36-30）。

なお、自己の都合により参加しなかった人に対し参加に代えて金銭を支給する場合には、参加者及び不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与所得があったものとされず（所基通36-50）。

また、従業員レクリエーション旅行については、旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合は、目的地における滞在日数）以内であるなど一定の要件を満たしている場合には、その経済的利益の額が少額不追求の趣旨を逸脱しない限り、原則として課税しなくて差し支えないこととされています（昭63直法6-9、平5課法8-1改正）。

ワ 生命保険料や損害保険料の負担

(イ) 使用者契約の生命保険契約等

使用者が自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの人の親族を含みます。）を被保険者とする生命保険契約に加入して、その保険料を支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、次に掲げる保険契約の区分に応じ、それぞれ次のように取り扱われます（所基通36-31~36-31の3）。

① 養老保険

- ① 死亡保険金と生存保険金の受取人が使用者である場合には、課税されません。
- ② 死亡保険金と生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合には、支払った保険料の額に相当する金額は、給与所得とされます。
- ③ 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が使用者である場合には、課税されません。ただし、役員又は特定の使用人（これらの人の親族を含みます。）のみを被保険者としている場合には、支払った保険料の2分の1に相当する金額は、給与所得とされます。

② 定期保険

死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、かつ、役員又は特定の使用人（これらの人の親族を含みます。）のみを被保険者としている場合に限り、支払った保険料の額に相当する金額は、給与所得とされ、それ以外の場合には、課税されません。

③ 定期付養老保険

- ① 保険料の額が養老保険部分と定期保険部分とに区分されている場合には、それぞれ上記①又は②の取扱いによります。
- ② ①以外の場合には、上記①の取扱いによります。

(注) 1 傷害特約等の特約を付した保険のその特約部分の保険料については、課税されません(所基通36-31の4)。ただし、役員又は特定の使用人(これらの人の親族を含みます。)のみを傷害特約等の給付金の受取人としている場合には、その保険料の額に相当する金額は、給与所得とされます。

2 旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等についても同様に取り扱われます(所基通36-31の6)。

3 個人年金保険については、死亡給付金及び年金の受取人が被保険者又はその遺族である場合には、給与所得とされます(平2直審4-19)。

(ロ) 使用者契約の保険契約等

使用者が自己を契約者及び満期返戻金等の受取人とし、役員又は

使用人のために、次の保険契約又は共済契約に係る保険料や掛金を支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税されません。ただし、役員又は特定の使用人のみを対象としている場合には、その支払った保険料や掛金に相当する金額（積立保険料に相当する部分の金額を除きます。）は、給与所得とされます（所基通36-31の7）。

- ① 役員又は使用人（これらの人の親族を含みます。）の身体を保険の目的とする所得税法第76条第6項第4号に掲げる保険契約（いわゆる第3分野の保険契約）及び同条第7項に規定する介護医療保険契約等
- ② 役員又は使用人（これらの人の親族を含みます。）の身体を保険や共済の目的とする損害保険契約等
- ③ 役員又は使用人の所得税法第77条第1項に規定する家屋又は資産（役員又は使用人から賃借している建物等でこれらの人に使用させているものを含みます。）を保険や共済の目的とする損害保険契約等

（ハ） 使用人契約の保険契約等

使用者が、役員又は使用人が支払うべき次に掲げるような保険料や掛金を負担する場合には、その負担する金額は給与所得とされません（所基通36-31の8）。

- ① 役員又は使用人が契約した生命保険契約等（個人年金保険契約等を含み、確定給付企業年金規約等を除きます。以下力（ロ）において同じです。）又は損害保険契約等に基づく保険料や掛金
- ② 社会保険料
- ③ 小規模企業共済等掛金

カ 少額な保険料の負担

使用者が、役員又は使用人のために次に掲げる保険料や掛金を負担することにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その役員又は使用人につきその月中に負担する金額の合計額が300円以下である場合に限り、課税されません。ただし、役員又は特定の使用人（これらの人の親族を含みます。）のみを対象としてその保険料や掛金を負担することとしている場合には、給与所得とされます（所基通36-32）。

- （イ） 健康保険、雇用保険、厚生年金保険又は船員保険の保険料で、役員又は使用人が被保険者として負担すべき保険料
- （ロ） 生命保険契約等又は損害保険契約等の保険料や掛金（ワの取扱いにより課税されない保険料や掛金を除きます。）

ヨ 会社役員賠償責任保険の保険料の負担

使用者が、会社役員賠償責任保険の保険料を負担することにより、役員に対して供与する経済的利益については、次のように取り扱われます（平6課法8-2）。

- (イ) 普通保険約款部分（第三者訴訟の役員勝訴及び役員敗訴並びに株主代表訴訟の役員勝訴を補償する部分）の保険料については、課税されません。
- (ロ) 株主代表訴訟担保特約部分（株主代表訴訟の役員敗訴を補償する部分）の保険料については、給与所得とされます。

また、使用者が会社役員賠償責任保険の保険料を次に掲げる手続を行うことにより会社法上適法に負担した場合には、役員に対する経済的利益の供与はないと認められることから、役員の給与所得とはされません。

- ① 取締役会の承認
- ② 社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意又は社外取締役全員の同意の取得

しかしながら、上記①及び②の手続を行うことなく、会社役員賠償責任保険の保険料を会社が負担した場合には、役員に対する経済的利益の供与があったと認められることから、役員の給与所得とされます。

タ 役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金等の負担

使用者が、役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金や慰謝料、示談金等及びこれらに関連する弁護士報酬等の費用を負担することにより、役員又は使用人が受ける経済的利益については、次のように取り扱われます（所基通36-33）。

- (イ) その行為が使用者の業務の遂行に関連するものであって、その行為者に故意や重過失がない場合には、課税されません。
- (ロ) その行為が(イ)以外のものである場合には、その負担する金額は給与所得とされます。ただし、その行為者の支払能力等からみてやむを得ず使用者が負担したと認められる部分の金額については、課税されません。

レ ゴルフクラブの入会金等の負担

使用者がゴルフクラブの入会金等を負担することにより、その使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次のように取り扱われます（所基通36-34、36-34の2）。

- (イ) 入会金を負担する場合
 - ① 法人会員として入会した場合

記名式の法人会員で名義人である特定の役員又は使用人が専ら法人の業務に関係なく利用するため、これらの者が自ら負担すべきものと認められるときは、入会金に相当する金額は、給与所得とされます。

㊦ 個人会員として入会した場合

入会金に相当する金額は、給与所得とされます。ただし、無記名式の法人会員制度がないため役員又は使用人を個人会員として入会させた場合において、その入会が法人の業務の遂行上必要であると認められ、かつ、その入会金を法人が資産に計上したときは、課税されません。

㊧ 年会費その他の費用を負担する場合

㊦ 使用者がゴルフクラブの年会費、年決めロッカー料その他の費用（その名義人を変更するために支出する名義書換料を含み、次の㊦の費用を除きます。）を負担する場合には、入会金が法人の資産として計上されているときは課税されませんが、入会金が上記(イ)により役員又は使用人の給与所得とされているときは、その負担する金額は給与所得とされます。

㊧ 使用者が、プレーをする場合に直接要する費用を負担するときは、その負担する金額は給与所得とされます。ただし、その費用が使用者の業務の遂行上必要なものであると認められるときは、課税されません。

ソ レジャークラブの入会金等の負担

使用者が、レジャークラブの入会金等を負担することにより、その使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次のように取り扱われます（所基通36-34の3）。

(イ) 使用者が入会金を負担する場合には、レの(イ)の取扱いによります。

(ロ) 使用者が年会費その他の費用（次の(ハ)の費用を除きます。）を負担する場合には、レの(ロ)の㊦の取扱いによります。

(ハ) 使用者がレジャークラブの利用に応じて支払われる費用を負担する場合で、その費用が特定の役員又は使用人が負担すべきものであると認められるときは、給与所得とされます。

ツ ロータークラブ及びライオンズクラブの入会金等の負担

使用者がロータリークラブ又はライオンズクラブに入会した役員又は使用人の入会金、会費その他の費用を負担することにより、その使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、課税されません。ただし、経年会費以外の費用を負担する場合で、その費用が特定

の役員又は使用人の負担すべきものであると認められるときは、その費用は給与所得とされます（所基通36-35の2）。

ネ 社交団体の入会金等の負担

使用者が、社交団体の入会金、会費その他の費用（レ、ソ、ツの入会金等を除きます。）を負担することにより、その使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については、次のように取り扱われます（所基通36-35）。

- (イ) 社交団体に個人会員として入会した役員又は使用人の入会金及び経年会費を使用人が負担する場合には、給与所得とされます。ただし、法人会員制度がないため役員又は使用人を個人会員として入会させた場合で、その入会が法人の業務の遂行上必要であると認められるときは、課税されません。
- (ロ) 経年会費以外の費用を負担する場合で、その費用が使用者の業務の遂行上必要であると認められるときは、課税されません。ただし、その費用が特定の役員又は使用人の負担すべきものであると認められるときは、給与所得とされます。

ナ 住宅等の貸与

- (イ) 使用人に対する社宅や寮等の貸与

使用者が、使用人に対して無償又は低額の賃貸料で社宅や寮等を貸与することにより供与する経済的利益については、次の算式により計算した賃貸料相当額とその使用人から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得とされます（所令84の2、所基通36-41、36-45）。

ただし、使用人から徴収している賃貸料が次の算式による賃貸料相当額の50%以上である場合には、その差額については課税されません（所基通36-47）。

〔賃貸料相当額の計算式〕

$$\begin{aligned} \text{賃貸料相当額 (月額)} &= \frac{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額}}{\text{その家屋の総床面積 (平方メートル)}} \times \frac{2}{1,000} + 12\text{円} \times \frac{1}{3.3 (\text{平方メートル})} \\ &+ \frac{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}}{1,000} \end{aligned}$$

(注) 1 他から借り受けた住宅等を社宅や寮として使用人に貸与する場合の賃貸料相当額も、この算式によって計算します。

2 固定資産税の課税標準額が改訂された場合であっても、その改訂後の課税標準額が現に賃貸料相当額の計算の基礎になっている課税標準額に比して20%以内の増減にとどまるときは、強いて賃貸料相当額の

改訂を要しないこととされています（所基通36-46）。

3 業務に関する使用部分等がある社宅等の賃貸料相当額については、次の(ロ)の④の取扱いを参照。

(ロ) 役員に対する社宅等の貸与

使用者が、役員に対して無償又は低額の賃貸料で社宅等を貸与することにより供与する経済的利益については、原則として次のように取り扱われます（所令84の2、所基通36-40）。

① 使用者所有の社宅等を貸与している場合

次の算式により計算した賃貸料相当額とその役員から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得とされます。

〔賃貸料相当額の計算式〕

$$\begin{aligned} \text{賃貸料} \\ \text{相当額} \\ \text{(月額)} &= \left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の家屋} \\ \text{の固定資産税の} \\ \text{課税標準額} \end{array} \times \frac{12}{100} \left(\begin{array}{l} \text{木造家屋以} \\ \text{外の家屋に} \\ \text{ついては} \end{array} \frac{10}{100} \right) \right. \\ &\quad \left. + \begin{array}{l} \text{その年度の敷地の固定} \\ \text{資産税の課税標準額} \end{array} \times \frac{6}{100} \right\} \times \frac{1}{12} \end{aligned}$$

(注) 1 この場合の「木造家屋以外の家屋」とは、その家屋の耐用年数が30年を超える住宅用の建物をいいます。

2 固定資産税の課税標準額が改訂された場合には、その改訂後の課税標準額に基づく固定資産税の第1期の納期限の翌月分の賃貸料から、その改訂後の課税標準額によって賃貸料相当額を計算することになります（所基通36-42(2)）。

② 他から借り受けた住宅等を貸与している場合

使用者が他から借り受けた住宅等を社宅として役員に貸与している場合は、使用者が支払う賃借料の額の50%相当額とその社宅等につき①の算式により計算した賃貸料相当額のうち、いずれか多い金額がその社宅等の賃貸料相当額とされ、この金額とその役員から徴収している賃貸料の額との差額が給与所得とされます（所基通36-40）。

③ 貸与している社宅等が小規模住宅である場合

役員に貸与している社宅等の床面積（2以上の世帯を収容する構造の家屋については、1世帯として使用する部分の床面積）が132平方メートル（木造家屋以外の家屋については、99平方メートル）以下である場合には、①及び②にかかわらず、使用人に対する社宅等の貸与の場合と同様の算式（上記イ)の算式）によって計算した賃貸料相当額と、その役員から徴収している賃貸料の額

との差額が給与所得とされます（所基通36-41）。

(注) 敷地だけを貸与している場合には、上記㊦①の算式により地代相当額を計算します。

④ 業務に関する使用部分等がある社宅等の賃貸料相当額

①、②又は③により賃貸料相当額を計算する場合において、その社宅等が次に掲げるものに該当するときは、賃貸料相当額はその使用状況を考慮して定めることとなりますが、使用者がその社宅等につきそれぞれ次の金額を賃貸料として徴収しているときは、その徴収している金額をその社宅等の賃貸料相当額として差し支えないことになっています（所基通36-43）。

① 使用者の業務に関する使用部分がある住宅等

①、②又は③により計算した賃貸料相当額の70%以上に相当する金額

㊦ 単身赴任者のような人が一部を使用しているにすぎない住宅等

その住宅等につき①、
②又は③により計算した賃貸料相当額 $\times \frac{50 \text{ (平方メートル)}}{\text{その家屋の総床面積 (平方メートル)}}$

(注) 使用人の社宅について、使用者の業務に関する使用部分がある場合や単身赴任者に一部を使用するにすぎないものを貸与していることは極めて稀であると考えられますが、そのような場合でも、その使用状況を考慮して、①又は㊦の取扱いを適用することになります。

⑤ 貸与している住宅等がいわゆる豪華役員社宅である場合

役員に貸与している住宅等が社会通念上一般に貸与されている住宅等と認められないいわゆる豪華な役員社宅である場合の通常の賃貸料の額は、①、②又は③の賃貸料相当額の計算式によらず、その住宅等の利用につき通常支払うべき使用料その他その利用の対価に相当する額（その住宅等が一般の賃貸住宅である場合に授受されると認められる賃貸料の額）とされています。

その住宅等が、社会通念上一般に貸与されている住宅等に該当するかどうかについては、家屋の床面積（業務に関する使用部分等がある場合のその部分を除きます。）が240平方メートルを超えるもののうち、その住宅等の取得価額、支払賃貸料の額、内外装その他の設備の状況等を総合勘案して判定します（平7課法8-1）。

(注) 家屋の床面積が240平方メートル以下の住宅等であっても、

- ① 一般の住宅等に設置されていないプール等の設備等があるもの
- ② 役員個人の嗜好等を著しく反映した設備等を有するもの

などは、いわゆる豪華な役員社宅に該当します。

(ハ) 無償返還の届出がある場合の賃貸料相当額

使用者が役員等に対し、これらの者の居住の用に供する家屋の敷地を貸与した場合において、法人税基本通達13-1-7の規定により、その敷地を将来その役員等が無償で返還することとしているときは、その土地についての賃貸料相当額は、上記(イ)又は(ロ)にかかわらず、法人税基本通達13-1-2に定める相当の地代の額となります(所基通36-45の2)。

なお、法人税基本通達13-1-2に定める相当の地代の額は、その土地の更地価額に対しておおむね年6%相当額とされています(平元直法2-2、平3課法2-4改正)。

(ニ) 社宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算

使用者が社宅等を貸与した全ての役員又は使用人から、その貸与した社宅等の状況に応じてバランスのとれた賃貸料を徴収している場合で、その徴収している賃貸料の額の合計額が、役員又は使用人の別に応じ、それぞれ貸与した全ての社宅等につき上記(イ)又は(ロ)により計算した賃貸料相当額の合計額(使用人に貸与した社宅等については、その賃貸料相当額の合計額の50%相当額)以上であるときは、これらの役員又は使用人が社宅等の貸与により受ける経済的利益はないものとして、課税されません(所基通36-44、36-48)。

この場合、使用人に貸与した全ての社宅等につき一括して賃貸料相当額の合計額を計算することが困難なときは、1か所又は数か所の事業所等ごとに計算して差し支えないことになっています(所基通36-48)。

なお、役員及び使用人に貸与した社宅を合わせてプール計算することはできませんし、役員社宅のなかに、いわゆる豪華役員社宅に該当するものがある場合には、その社宅を含めてプール計算をすることもできません。

(ホ) 職務上の必要に基づく社宅等の貸与

使用人に対して社宅や寮等を無償で提供している場合であっても、その社宅や寮等が、その職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者がその人の居住する場所として指定したものであるときは、その使用人がその社宅や寮等の貸与を受けることによる経済的利益については、課税されないことになっています(所法9①六、所令21四)。具体的には、次のようなものがこれに該当します(所基通9-9)。

① 船舶乗組員に対し提供する船室

- ② 常時交替制により昼夜作業を継続する事業場において、その作業に従事するため、常時早朝又は深夜に出退勤をする人に対し、その作業に従事させる必要上提供する家屋又は部屋
- ③ 通常の勤務時間外においても勤務することを常例とする看護師、守衛等その職務の遂行上勤務場所を離れて居住することが困難な人に対し、その職務に従事させる必要上提供する家屋又は部屋
- ④ 次に掲げる家屋又は部屋
 - ① 早朝又は深夜に勤務することを常例とするホテル、旅館、牛乳販売店等の住み込みの使用人に対し提供する部屋
 - ② 季節的労働に従事する期間その勤務場所に住み込む使用人に対し提供する部屋
 - ③ 鉱山の掘採場（これに隣接して設置されている選鉱場、製錬場その他の附属設備を含みます。）に勤務する使用人に対し提供する家屋又は部屋
 - ④ 工場寄宿舍その他の寄宿舍で事業所等の構内又はこれに隣接する場所に設置されているものの部屋

ラ 譲渡制限付株式の交付を受けたことにより個人が受ける経済的利益等

個人が法人に対して役務の提供をした場合において、その役務の提供の対価として次に掲げる条件が付された譲渡制限付株式であってその役務の提供の対価としてその個人に交付されるもの等については、その譲渡制限付株式についての譲渡制限が解除された日における価額が、給与所得等として課税されることとなります（所令84①、所規19の4）。

- ① 譲渡についての制限がされており、かつ、その譲渡についての制限に係る期間が設けられていること。
- ② その個人から役務の提供を受ける法人等がその株式を無償で取得することとなる事由（その個人の勤務状況に基づく事由又はその法人等の業績その他の指標の状況に基づく事由に限ります。）が定められていること。

ム ストック・オプションを行使することにより取締役等が受ける経済的利益等

株式会社の取締役、執行役又は使用人が、その株式会社の付与決議に基づき与えられた新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（以下「新株予約権等」といいます。）を行使することにより株式を取得した場合における経済的利益については、給与所得等として課税されることとなります（所基通23～35共－6）。

(注) 権利行使により取得する株式のその権利行使の日における価額からその権利行使に係る株式の譲渡価額又は新株の発行価額などを控除した金額が経済的利益となります(所令84②)。

また、退職後に権利の行使が行われた場合においても、原則として給与所得として課税されることとなりますが、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上がり益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得として課税されます。

ただし、その株式会社又はその株式会社がその発行済株式(議決権があるものに限ります。)若しくは出資の総数若しくは総額の100分の50を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係にある法人の取締役、執行役又は使用人(一定の大口株主等を除きます。)が、次の要件等が定められた付与契約に従って権利行使した場合の経済的利益については、一定の要件の下で課税されません(措法29の2)。

- ① 権利行使は、付与決議の日後2年を経過した日からその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行わなければならないこと
- ② 権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこと
- ③ 1株当たりの権利行使価額は、ストック・オプションの権利付与契約締結時におけるその株式の1株当たりの価額相当額以上とされていること
- ④ 新株予約権については、譲渡をしてはならないこととされていること
- ⑤ 権利行使に係る株式の交付が、その交付のために付与決議がされた募集事項に反しないで行われるものであること
- ⑥ 権利行使により取得する株式は、一定の方法によって金融商品取引業者等の振替口座簿等に記載等がされること

(注) この場合の経済的利益は、取得した株式を譲渡するまでその課税が繰り延べられ、株式を譲渡したときに株式譲渡益課税(申告分離課税)の対象として一括して課税されることとなります。

なお、発行法人から与えられた新株予約権等(当該権利を行使したならば経済的利益として課税されるものに限ります。)を、その発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額は、給与所得等に係る収入金額とみなされます(所法41の2、所令88の2、所基通41の2-1)。

Ⅲ 給与所得の収入すべき時期

所得税は、暦年ごとに、その年中に収入することが確定した所得について課されることになっています。

給与所得についてその収入することが確定する時期は、次に掲げる給与の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日によることとされています（所法36①、所基通36-9）。

1 一般の給与……それぞれ次に掲げる日

(1) 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められているもの（次の2に掲げるものを除きます。）については、その支給日

(2) 支給日が定められていないものについては、その支給を受けた日

2 役員に対する賞与のうち、株主総会決議等によりその算定の基礎となる利益に関する指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められるもの……その決議等があった日

ただし、その決議等が支給する金額の総額だけを定めるにとどまり、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとの支給金額が具体的に定められた日によります。

3 給与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧給与の差額に相当する給与……それぞれ次に掲げる日

(1) 支給日が定められているものについては、その支給日

(2) 支給日が定められていないものについては、その改訂の効力が生じた日

4 いわゆる認定賞与とされる給与……それぞれ次に掲げる日

(1) 支給日があらかじめ定められているものについては、その支給日

(2) 支給日が定められていないものについては、現実にその支給を受けた日（その日が明らかでない場合には、その支給が行われたと認められる事業年度の終了の日）

Ⅳ 給与所得の源泉徴収に際して控除される各種控除

1 控除の種類

所得税は、納税者の担税力に応じた課税を行うなどのため、その課税に当たっては、各種の控除を行うこととしています。この控除には、各人の所得金額から控除する「所得控除」と、各人の所得税額から控除する「税額控除」とがあります。また、これらの控除には源泉徴収の段階で控除されるものと確定申告によってのみ控除されるものがあります。これらの控除の種類及びこれらの控除を源泉徴収の際に受けるために必要な申告書は、次の表のとおりです。

区 分 控 除 の 種 類		源泉徴収の段階で控除されるもの		源泉徴収の段階で控除を受けるために提出する申告書	確定申告によってのみ控除されるもの
		月々の源泉徴収の際に控除されるもの	年末調整の際に控除されるもの		
所得控除	雑損控除（所法72）	-	-	-	○
	医療費控除（所法73、措法41の17の2）	-	-	-	○
	社会保険料控除（所法74）	○	○	-	-
	小規模企業共済等掛金控除（所法75）	-	○	給与所得者の保険料控除申告書	-
	生命保険料控除（所法76）	-	○		-
	地震保険料控除（所法77）	-	○		-
	寄附金控除（所法78、措法41の18①、41の18の2①、41の19）	-	-		-
	障害者控除（所法79）	○	○	給与所得者の扶養控除等申告書	-
	寡婦（寡夫）控除（所法81、措法41の17）	○	○		-
	勤労学生控除（所法82）	○	○		-
	配偶者控除（所法83）	○（注5）	○	給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書又は給与所得者の配偶者控除等申告書	-
配偶者特別控除（所法83の2）	○（注5）	○	-		
扶養控除（所法84、措法41の16）	○	○	給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書	-	
基礎控除（所法86）	○	○	-	-	
税額控除	配当控除（所法92、措法9）	-	-	-	○
	外国税額控除（所法95、95の2）	-	-	-	○
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の2、41の2の2、41の3の2）	-	○	給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書	○（注1）
	寄附金特別控除（措法41の18②、41の18の2②、41の18の3）（注2）	-	-	-	○
	住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）（注3）	-	-	-	○
	住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）（注4）	-	-	-	○
認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）（注4）	-	-	-	○	

- (注) 1 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除については、初年度は確定申告によって控除を受けることになっています。
- 2 ここにいう「寄附金特別控除」とは、「政党等寄附金特別控除」、「認定NPO法人等寄附金特別控除」及び「公益社団法人等寄附金特別控除」を総称した用語として使用しています。
- 3 上記「住宅借入金等特別控除」(要耐震改修住宅に係るものに限ります。)との選択適用になります。
- 4 上記「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」との選択適用になります。
- 5 源泉控除対象配偶者に該当する場合のみ月々の源泉徴収の際に控除されます。

2 所得控除

(1) 配偶者控除

イ 所得者(合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。)が控除対象配偶者を有する場合には、次の区分に応じた金額が所得から控除されます(所法83)。

所得者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円 超 950万円以下	950万円 超 1,000万円以下
	38万円以下	38万円	26万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

- ロ 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、所得者の合計所得金額が1,000万円以下の人をいいます(所法2①三十三の二)。
- ハ 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます(所法2①三十三)。
- ニ 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人(平成30年分の所得税については、昭和24年1月1日以前に生まれた人)をいいます(所法2①三十三の三)。

- (注) 1 ここにいう「配偶者」には、いわゆる内縁関係の人は含まれません(所基通2-46)。
- 2 年途中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の控除対象配偶者は、死亡した配偶者か再婚した配偶者かのいずれか1人に限られます(所令220)。
- 3 ここにいう「合計所得金額」とは、次に掲げる金額の合計額をいいます(所法2①三十ロ、措法8の4③一、31③一、32④、37の10⑥一、37の11⑥、37の12の2④⑧、37の13の2⑨、41の5⑫一、41の5の2⑫一、41の14②一、41の15④、所基通2-41)。
- ① 純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
- ② 上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合の当該配当所得等の金額(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係

- る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額)
- ③ 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））
 - ④ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - ⑤ 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - ⑥ 退職所得金額
 - ⑦ 山林所得金額

なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した次のような所得は含まれません（措通3-1、8の2-2、8の3-1、41の9-4、41の10・41の12共-1、措通（議）37の11の5-1）。

- イ 利子所得又は配当所得のうち、
 - (イ) 源泉分離課税とされるもの
 - (ロ) 確定申告をしないことを選択した利子等又は配当等（188ページの表④～⑦の利子等又は224ページの表①～⑦の配当等で確定申告をしないことを選択したもの）
 - ロ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益
 - ハ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの
- 4 配偶者の所得が給与所得だけの場合や、家内労働者等である配偶者の所得が内職等による事業所得等だけである場合には、その年中の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額が38万円以下となり、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけである場合には、その年中の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下、年齢65歳未満の人については108万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下となります。
- 5 「生計を一にする」という用語がしばしば使われていますが、これは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんから、例えば、親族のうちのだれかが、勤務や修学、療養などのために、ほかの親族と日常一緒に生活していない場合でも、勤務や修学の余暇には家に帰ってくるとか、常に生活費や学資金、療養費等が送金されているときは、生計を一にしていることとなります。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとして取り扱われます（所基通2-47）。

(2) 配偶者特別控除

所得者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。）が、生計を一にする配偶者（合計所得金額が123万円以下の人に限ります。）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合には、次の区分に応じた金額が所得から控除されます（所法83の2）。

所得者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円 超 950万円以下	950万円 超 1,000万円以下
		38万円超 85万円以下	38万円	26万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円	0円	0円	

(※)「控除対象配偶者」を有する場合には、「配偶者特別控除」を受けることができませんので注意してください。

- (注) 1 ここていう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人並びに青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は含まれません。
- 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の対象とはなりません。
- 3 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は2,015,999円を超えるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、その年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は243万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については、108万円以下のとき又は214万円を超えるときは、この控除を受けることはできません。
- 4 配偶者特別控除における「控除対象配偶者の範囲」、「配偶者の意義」、「再婚した場合の控除」、「所得金額の判定上の注意」及び「生計を一にするの意味」の取扱いは、配偶者控除の場合（(1)配偶者控除の口、(注)1から3及び5）と同様です。

(3) 扶養控除

- イ 所得者に控除対象扶養親族に該当する人がいる場合には、次の金額が所得から控除されます（所法84、措法41の16）。
- (イ) 一般の控除対象扶養親族については、1人につき38万円
- (ロ) 特定扶養親族については、1人につき63万円
- (ハ) 老人扶養親族のうち同居老親等については、1人につき58万円、同居老親等以外の老人扶養親族については、1人につき48万円
- ロ 扶養親族とは、所得者と生計を一にする次に掲げる人（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます（所法2①三十四）。
- (イ) 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）
- (ロ) 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
なお、里子となるのは、原則として18歳未満の人に限定されています。

す（所基通2-49）。

（ハ）老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人
なお、養護老人となるのは、原則として年齢65歳以上の人に限ら
れています（所基通2-49）。

ハ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成
30年分の所得税については、平成15年1月1日以前に生まれた人）を
いいます（所法2①三十四の二）。

ニ 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未
満の人（平成30年分の所得税については、平成8年1月2日から平成12
年1月1日までの間に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の三）。

ホ 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（平
成30年分の所得税については、昭和24年1月1日以前に生まれた人）
をいい、老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属（父母、
祖父母など）で所得者又はその配偶者との同居を常況としている人を
同居老親等といえます（所法2①三十四の四、措法41の16①）。

（注）扶養控除における「所得金額の判定上の注意」、「扶養親族となる人の給
与所得等の収入金額」、「生計を一にするの意味」の取扱いは、配偶者控除
の場合（①配偶者控除の（注）3～5）と同様です。

（4）障害者控除

所得者本人が一般の障害者や特別障害者に該当する場合又は所得者の
同一生計配偶者や扶養親族が一般の障害者や特別障害者に該当する場合
には、次の金額が所得から控除されます（所法79）。

① 一般の障害者については、1人につき27万円

② 特別障害者については、1人につき40万円

③ 同居特別障害者については、1人につき75万円

イ ここにいう一般の障害者又は特別障害者とは、次に掲げる人をいい
ます（所法2①二十八、二十九、所令10）。

（イ）精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……
これに該当する人は、全て特別障害者になります。

（ロ）児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は
精神保健指定医から知的障害者と判定された人……このうち、重度
の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。

（ハ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害
者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1
級である者として記載されている人は、特別障害者になります。

（ニ）身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、

身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級であると記載されている人は、特別障害者になります。

(ホ) 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までである者として記載されている人は、特別障害者になります。

(ハ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……これに該当する人は、全て特別障害者になります。

(ト) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……これに該当する人は、全て特別障害者になります。

(チ) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（平成30年分の所得税については、昭和29年1月1日以前に生まれた人）で、その障害の程度が(イ)、(ロ)又は(ニ)に該当する人に準ずるものとして町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人……このうち、その障害の程度が(イ)、(ロ)又は(ニ)の特別障害者に準ずるものとして町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人は、特別障害者になります。

ロ ここにいう同居特別障害者とは、同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（所法79③）。

(5) 寡婦（寡夫）控除

所得者本人が一般の寡婦又は寡夫に該当する場合には27万円が、また、特別の寡婦に該当する場合には35万円が所得から控除されます（所法81、措法41の17）。

イ ここにいう一般の寡婦とは、次に掲げる人をいいます（所法2①三十、所令11）。

(イ) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人

A 夫と死別した後、婚姻していない人

B 夫と離婚した後、婚姻していない人

C 夫の生死が明らかでない人

(ロ) 上記(イ)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下である人

A 夫と死別した後、婚姻していない人

B 夫の生死が明らかでない人

ロ ここにいう特別の寡婦とは、イの(イ)に掲げる寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます(措法41の17)。

ハ ここにいう寡夫とは、次のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます(所法2①三十一、所令11の2)。

(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人

(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人

(ハ) 妻の生死が明らかでない人

(注)1 ここにいう「生計を一にする子」には、他の所得者の同一生計配偶者や扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が38万円を超える人は、含まれません。

2 その所得が給与所得だけの場合には、その年中の給与の収入金額が6,888,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

(6) 勤労学生控除

所得者本人が勤労学生に該当する場合には、27万円が所得から控除されます(所法82)。

ここにいう勤労学生とは、次の要件のいずれにも該当する人をいいます(所法2①三十二、所令11の3)。

イ 次に掲げる学校等の学生、生徒、児童又は訓練生であること。

(イ) 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

(ロ) 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人、一般財団法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校(以下「専修学校等」といいます。)を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの

(ハ) 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの

ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下これらを「給与所得等」といいます。)がある人で、合計所得金額が65万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得の金額が10

万円以下であること。

なお、この場合の合計所得金額の計算については、(1)配偶者控除の項の(注)の3で説明したとおりです。

(注) その所得が給与所得だけの場合には、その年中の給与の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下となります。

(7) 社会保険料控除

所得者が所得者本人又は所得者本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合や社会保険料を給与から控除された場合には、その社会保険料の全額が所得から控除されます(所法74①)。

ここにいう社会保険料とは、次に掲げるものをいいます(所法74②、所令208、措法41の7②)。

- イ 健康保険、雇用保険、国民年金、厚生年金保険、船員保険又は農業者年金の保険料で被保険者として負担するもの
- ロ 健康保険法附則又は船員保険法附則の規定により被保険者が承認法人等に支払う負担金
- ハ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
- ニ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料
- ホ 介護保険法の規定による介護保険の保険料
- ヘ 国民年金基金の加入員として負担する掛金
- ト 改正前の厚生年金保険法の規定により存続厚生年金基金の加入員として負担する掛金
- チ 労働者災害補償保険の特別加入者として負担する保険料
- リ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による掛金(地方公務員等共済組合にあっては特別掛金を含みます。)
- ヌ 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
- ル 恩給法の規定による納金
- ヲ 地方公共団体の職員が条例の規定により組織する互助会の行う職員の相互扶助に関する制度で一定の要件を備えているものとして所轄税務署長の承認を受けた制度に基づき、その職員が負担する掛金
- ワ 公庫等の復帰希望職員の掛金

(注) イ及びロには、船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定により船員保険法の被保険者とみなされた労務供給船員の支払う船員保険の保険料を含みます。

(8) 小規模企業共済等掛金控除

所得者が小規模企業共済等掛金を支払った場合や給与から控除された

場合には、その年中に支払った掛金の全額が所得から控除されます(所法75①)。

ここにいう小規模企業共済等掛金とは、次に掲げる掛金をいいます(所法75②、所令208の2)。

イ 小規模企業共済契約に基づく掛金

この掛金は、所得者が、独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約(旧第2種共済契約を除きます。)に基づいて支払った掛金です。

ロ 確定拠出年金法に基づく企業型年金の加入者掛金

ハ 確定拠出年金法に基づく個人型年金の加入者掛金

(注) 平成28年6月3日に公布された確定拠出年金法等の一部を改正する法律により、平成29年1月から、公務員等共済加入者の方も個人型確定拠出年金に加入できるようになりました。

ニ 地方公共団体の行いういわゆる心身障害者扶養共済制度に基づく掛金

(注) この心身障害者扶養共済制度とは、地方公共団体の条例において心身に障害のある人を扶養する人が加入者となり、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身に障害のある人を扶養するための給付金を定期に支給することを定めている制度のうち一定の要件を備えているものをいいます(所令20②)。

(9) 生命保険料控除

イ 所得者が、生命保険契約等に基づく保険料又は掛金(以下「保険料等」といいます。)を支払った場合には、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額(A、B、Cのうち最も大きい金額)、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額(D、E、Fのうち最も大きい金額)の合計額(最高12万円を限度)が生命保険料控除として所得から控除されます(所法76①～④)。

保険料等の区分		控除額
一般の 生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く)	①の表により求めた金額(A)
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合((3)の場合を除く)	②の表により求めた金額(B)
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記A及びBの金額の合計額(最高4万円)(C)
介護医療保険料		①の表により求めた金額

保険料等の区分		控除額
個人年金 保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	①の表により求めた金額 (D)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	②の表により求めた金額 (E)
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記D及びEの金額の合計額（最高4万円）(F)

①【新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合】

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,001円から80,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

②【旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合】

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から 50,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$
50,001円から100,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

(注) 1 ①保険期間又は共済期間が5年に満たない保険契約又は共済契約のうち、被保険者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存している場合や保険期間又は共済期間中に災害、特定の感染症その他これらに類する特別の事由で死亡した場合にだけ保険金等を支払うこととされている、いわゆる貯蓄保険（共済）の保険料や共済掛金、②外国生命保険会社等と国外で締結した生命保険契約等に基づく保険料、③海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害等に基因して保険金等が支払われる保険契約

に基づく保険料、④保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされている保険契約等に基づく保険料、⑤勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づく生命保険の保険料や生命共済の共済掛金は、生命保険料控除の対象になりません（所法76⑤～⑦、所令209、措法4の4②）。

- 2 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料等の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った一般の生命保険料又は個人年金保険料の合計額から、その支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を控除した残額が、上記の表の「支払った保険料等の金額」になります（所法76①～③）。

ロ 生命保険料控除の対象となる保険料等は、次に掲げるものをいいます。

(イ) 一般の生命保険料

生命保険料控除の対象となる一般の生命保険料は、保険金等の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族となっている一定の生命保険契約等に基づいて支払った保険料等（次の(ロ)の介護医療保険料及び(ハ)の個人年金保険料を除きます。）をいい、新生命保険料及び旧生命保険料に区分されます（所法76①⑤⑥、所令208の3、208の4、210、210の2、昭62大蔵省告示159号（最終改正平26財務省告示108号）、平22金融庁告示36号、平22農林水産省告示535号（最終改正平28農林水産省告示864号））。

① 新生命保険料

新生命保険料とは、平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち、次に掲げるものに基づいて支払った保険料等^(注)をいいます。

(注) ①～③の契約等に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金等を支払うことを約する部分に係る保険料等などの一定のものに限ります。

- ① 生命保険会社又は外国生命保険会社等と締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（外国生命保険会社等については国内で締結したものに限りません。）
- ② 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法第3条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約（以下「旧簡易生命保険契約」といいます。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの
- ③ 次の組合等と締結した生命共済に係る契約又はこれに類する共済に係る契約（以下「生命共済契約等」といいます。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合、共済水産業協同組合連合会、消費生活協同組合連合会、共済事業を行う特定共済組合、火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連合会、神奈川県民共済生活協同組合、教職員共済生活協同組合、警察職員生活協同組合、埼玉県民共済生活協同組合、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合、電気通信産業労働者共済生活協同組合又は日本郵政グループ労働者共済生活協同組合、全国理容生活衛生同業組合連合会、独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ④ 確定給付企業年金に係る規約
- ⑤ 適格退職年金契約
- ㊦ 旧生命保険料

旧生命保険料とは、平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち、次に掲げるものに基づいて支払った保険料等をいいます。

- ① 上記①の①の契約
- ② 旧簡易生命保険契約
- ③ 生命共済契約等
- ④ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由^(注)に基因して保険金等が支払われるもの
- ⑤ 上記①の④及び⑤の契約等

(注) 「医療費等支払事由」とは、次に掲げる事由をいいます。

- ・ 疾病にかかったこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる医療費その他の費用を支払ったこと
- ・ 疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限り）
- ・ 疾病又は身体の傷害により就業することができなくなったこと

- ㊧ 介護医療保険料

生命保険料控除の対象となる介護医療保険料は、平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した次に掲げる保険契約等のうち、保険金等の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族となっているものに基づき支払った保険料等で、医療費等支払事由に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係

るものなどの一定のものをいいます（所法76②⑦、所令208の6、208の7）。

① 上記(イ)ロの④の契約

② 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（上記(イ)①の②③を除きます。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

(ハ) 個人年金保険料

生命保険料控除の対象となる個人年金保険料は、年金を給付する定めのある一定の生命保険契約等（退職年金を給付する定めのあるものは除かれます。）で、次の表に掲げる契約に基づいて支払った保険料等をいい、新個人年金保険料及び旧個人年金保険料に区分されます（所法76③⑧⑨、所令211、212）。

なお、次の表の契約の範囲には、その契約の内容に傷害特約や疾病特約等が付されている場合のその特約の内容は含まれません。

契約の区分	契約の範囲	契約の要件
(1) 上記(イ)①の ①の契約 (所令211一)	契約の内容が次のイからニまでの要件を満たすもの イ 年金以外の金銭の支払（剰余金の分配及び解約返戻金の支払を除く。）は、被保険者が死亡し又は重度の障害に該当することとなった場合に限り行うものであること。 ロ イの金銭の額は、その契約の締結日以後の期間又は支払保険料の総額に応じて逡増的に定められていること。 ハ 年金の支払は、その支払期間を通じて年1回以上定期に行うものであり、かつ、年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。 ニ 剰余金の分配は、年金支払開始日前に行わないもの又はその年の払込保険料の範囲内の額とするものであること。	1 年金の受取人（所法76⑧一）保険料等の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合には、これらの者のいずれかとするものであること。 2 保険料等の払込方法（所法76⑧二）年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。 3 年金の支払方法（所法76⑧三、所令212）年金の支払は、次のいずれかとするものであること。 ① 年金の受取人の年齢が60歳に達した日以後の日で、その契約で定める日以後10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。 ② 年金受取人が生存している期間にわたって定期に行うものであること。

契約の区分	契約の範囲	契約の要件
(2) 旧簡易生命保険契約 (所令211二)	契約の内容が(1)のイからニまでの要件を満たすもの	③ ①の年金の支払のほか、被保険者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、年金の支払開始日以後10年以上の期間にわたって、又はその者が生存している期間にわたって定期に行うものであること。
(3) 農協・漁協等の生命共済契約等 (所令211三)	契約の内容が(1)のイからニまでの要件に相当する要件その他の財務省令(所規40の7)で定める要件を満たすもの	
(4) (3)以外の生命共済契約等 (所令211四)	一定の要件を満たすものとして、財務大臣の指定するもの(昭61大蔵省告示155号(最終改正平10大蔵省告示307号))	

① 新個人年金保険料

新個人年金保険料とは、上記の表に掲げる契約のうち、平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結したものに基いて支払った保険料等をいいます。

② 旧個人年金保険料

旧個人年金保険料とは、上記の表に掲げる契約のうち、平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結したものに基いて支払った保険料等をいいます。

(10) 地震保険料控除

イ 地震保険料控除額

所得者が、所得者本人又は所得者と生計を一にする配偶者その他の親族の所有する家屋・家財^(注1)のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ、地震等損害^(注2)によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等^(注3)に係る地震保険料^(注4)を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額^(注5)(最高5万円)が所得から控除されます(所法77①)。

(注)1 家財を保険の目的とする契約であっても、宝石、貴金属、書画、骨とうなどで1個又は1組の価額が30万円を超えるものその他の生活に通常必要でない資産が保険の目的となっている家財のうちに含まれている場合には、この契約により支払う保険料のうち生活に通常必要な資産に対応する部分の保険料だけが地震保険料控除の対象になります(所法9①九、77①、所令25)。

2 「地震等損害」とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流出による損害をいいます(所法77①)。

3 「損害保険契約等」とは、次の口に掲げる契約に附帯して締結されるも

の又はその契約と一体となって効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約をいいます（所法77②）。

- 4 「地震保険料」とは、地震等損害により保険又は共済の目的とする資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等（次のハに掲げる保険料等を除きます。）をいいます（所法77①）。
- 5 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った保険料の合計額からその支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を控除した残額が、「支払った地震保険料の金額」になります（所法77①）。

ロ 地震保険料控除の対象となる保険料等

地震保険料控除の対象となる保険料等は、次に掲げる損害保険契約等に基づいて支払った地震等損害部分の保険料等をいいます（所法77②、所令214、平18財務省告示第139号（最終改正平25財務省告示178号））。

- (イ) 損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した保険契約のうち、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を填補するもの（損害保険会社又は外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる一定の保険契約は除かれます。また、外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります。）
- (ロ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した建物更生共済契約又は火災共済契約
- (ハ) 農業共済組合又は農業共済組合連合会と締結した火災共済契約又は建物共済契約
- (ニ) 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済契約又は火災共済契約
- (ホ) 火災等共済組合と締結した火災共済契約
- (ヘ) 消費生活協同組合連合会と締結した火災共済契約又は自然災害共済契約
- (ト) 消費生活協同組合法第10条第1項第4号の事業を行う次に掲げる法人と締結した自然災害共済契約
 - ① 教職員共済生活協同組合
 - ② 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
 - ③ 電気通信産業労働者共済生活協同組合
 - ④ 日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

ハ 地震保険料控除の対象とならない保険料等

次に掲げる保険料等は地震保険料控除の対象となりません（所法77①、所令213）。

- (イ) 地震等損害により臨時に生ずる費用又はその資産の取壊し若しくは除去に係る費用その他これらに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料等
- (ロ) 一の損害保険契約等の契約内容につき、次の算式により計算した割合が $\frac{20}{100}$ 未満であることとされている場合における地震等損害部分の保険料等（ハ(イ)に掲げるものを除きます。）

$$\frac{\text{地震等損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(注3)}}{\text{火災}^{(注1)}\text{による損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(注2)}} < \frac{20}{100}$$

- (注) 1 「火災」は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除きます。
- 2 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その火災により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
- 3 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
- 4 損害保険契約等において地震等損害により家屋等について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金の額が、地震保険に関する法律施行令第2条（保険金額の限度額）に規定する限度額（原則として家屋については5,000万円、家財については1,000万円）とされている保険契約については、上記計算式にかかわらず地震保険料控除の対象となります。

【経過措置】

- 所得者が、平成19年分以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等^(注)に係る保険料等（以下「旧長期損害保険料」といいます。）を支払った場合には、上記(10)イにかかわらず、支払った地震保険料等（地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料）の区分に応じて次により計算した金額とすることができます（平18改正法附則10②）。

	支払った保険料等の区分	保険料等の金額		控除額
①	地震保険料等の全てが地震保険料控除の対象となる損害保険契約等である場合	-	-	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）
②	地震保険料等に係る契約の全てが長期損害保険料の金額の合計額に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	$\left(\text{支払った保険料の金額の合計額}\right) \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円}$
			20,000円超	15,000円

③	支払った保険料等の区分	保 険 料 等 の 金 額		控 除 額
		①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下
			50,000円超	5万円

(※) 上記①～③により控除額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が①又は②のいずれにも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとして同項の規定を適用します。

(注) 「長期損害保険契約等」とは、次の全てに該当する損害保険契約等をいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）。

- ① 保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約
その他一定の契約^(※)であること
- ② 保険期間又は共済期間が10年以上であること
- ③ 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること

(※) 「その他一定の契約」は、建物又は動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済に係る契約をいいます（平18改正令附則14①）。

(11) 基礎控除

所得者については、一律に38万円がその所得から控除されます（所法86）。

(参考) 源泉徴収の際に控除される所得控除額の一覧

平成30年分の所得税について、源泉徴収の際に控除される(1)から(11)までの所得控除の種類と控除額を一覧表で示すと、次のようになります。

所得控除の種類		区 分	平成30年分の控除額	
配偶者控除 (所法83)	一般の控除対象配偶者		最高 380,000円 ※(1)イ表を参照	
	老人控除対象配偶者		最高 480,000円 ※(1)イ表を参照	
配偶者特別控除(所法83の2)			最高 380,000円 ※(2)表を参照	
扶養控除 (所法84 措法41の16)	一般の控除対象扶養親族		380,000円	
	特定扶養親族		630,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者		480,000円
		同居老親等		580,000円
障害者控除 (所法79)	一般の障害者		270,000円	
	特別障害者		400,000円	
	同居特別障害者		750,000円	
寡婦控除 (所法81 措法41の17)	一般の寡婦		270,000円	
	特別の寡婦		350,000円	
寡夫控除(所法81)			270,000円	

所得控除の種類		区 分	平成30年分の 控除額	
勤 労 学 生 控 除 (所法82)			270,000円	
社会保険料控除 (所法74)	給与から控除したもの		控除した保険料の全額	
	本人が直接支払ったもの		支払った保険料の全額	
小規模企業共済等 掛金控除 (所法75)	給与から控除したもの		控除した保険料の全額	
	本人が直接支払ったもの		支払った保険料の全額	
生命保険料控除 (所法76)	適用 限度額 12万 円	一般の生 命保険料	新生命保険料	最 高 40,000円
			旧生命保険料	〃 50,000円
			新生命保険料と旧生 命保険料の両方	〃 40,000円
		介護医療保険料		〃 40,000円
	個人年金 保険料	新個人年金保険料	〃 40,000円	
		旧個人年金保険料	〃 50,000円	
		新個人年金保険料と旧 個人年金保険料の両方	〃 40,000円	
地震保険料控除 (所法77 平18改正法附則10)	地震保険料だけの場合		〃 50,000円	
	旧長期損害保険料だけの場合		〃 15,000円	
	地震保険料と旧長期損害 保険料との両方がある場合		〃 50,000円	
基 礎 控 除 (所法86)			380,000円	

3 控除の対象になるかどうかの判定時期等

- (1) 控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、その年12月31日の現況により判定しますが、給与所得者やその親族が年の中途で死亡したり、給与所得者が年の中途で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します(所法85、措法41の16②、41の17②、所基通85-1)。

なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうか等を判定する場合には、その申告書を提出する日の現況により判定します。この場合、判定の要素となる合計所得金額についてはその年中の合計所得金額の見積額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定します。

- (2) いわゆる共働きの場合など同一世帯に2以上の所得者がいる場合には、これらの所得者が扶養する親族をどの所得者の同一生計配偶者又は扶養親族としても差し支えありませんが、いずれの所得者の同一生計配偶者又は扶養親族とするかは、その所得者が提出した「給与所得者の扶養控

除等申告書」等に記載されたところによります（所令218、219）。

4 税額控除

給与所得者が年末調整の段階で控除を受けることができる税額控除は、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除^(注)に限られています（措法41、41の2の2、41の3の2）。

なお、この控除を受ける最初の年分については、確定申告により控除を受けることになっており、年末調整の段階で控除を受けることはできません（措法41の2の2）。

（注）（特定増改築等）住宅借入金等特別控除は、文中(1)のイの住宅借入金等特別控除及び(1)のロの特定増改築等住宅借入金等特別控除を総称した用語として使用しています。

(1)（特定増改築等）住宅借入金等特別控除制度の概要

イ 住宅借入金等特別控除

(イ) 一般の住宅の取得等の場合（本則）

個人が、一定の要件を満たす居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）をして、平成21年1月1日から平成33年12月31日まで^(注)の間に、その家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等をした部分に限ります。）をその人の居住の用に供した場合（その家屋をその取得等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります。以下(1)において同じです。）において、その人がその住宅の取得等のための一定の借入金又は債務（以下「住宅借入金等」といいます。）を有するときは、その居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」といいます。）以後10年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、それぞれ【表1】の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます（措法41①②③④⑤）。

（注）平成20年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合、下記(ロ)に該当する場合を除いて、平成29年が控除期間の最終年となりますので、平成30年分以後は控除を受けることはできません。

(ロ) 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

居住者が、住宅の取得等をして、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が住宅借入金等を有するときは、上記(イ)との選択によ

り、居住年以後15年間の各年にわたり、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、【表1】の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます(措法41⑥⑦⑧)。

(注) 平成19年分以後の所得税(個人住民税は平成19年度分以後)について、国税(所得税)から地方税(個人住民税)への税源移譲が実施され、多くの方は所得税額が減少することとなりました。このため、上記(イ)による控除額を国税(所得税)から控除しきれないこととなる場合があり、そのための対応としてこの特例が設けられています。

(ハ) 認定住宅の新築等の場合

個人が、認定長期優良住宅(「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものをいいます。)若しくは認定低炭素住宅(「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のもの又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のもの^(注1)をいいます。)(以下これらを「認定住宅」と総称します。)の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得(以下「認定住宅の新築等」といいます。)をして、平成21年6月4日から(認定低炭素住宅にあっては、平成24年12月4日から)平成33年12月31日までの間に、その認定住宅をその人の居住の用に供した場合において、その人がその認定住宅の新築等のための住宅借入金等(以下「認定住宅借入金等」といいます。)を有するときは、上記(イ)との選択により、居住年以後10年間の各年にわたり、認定住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、【表1】の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除としてその年分の所得税の額から控除されます^(注2)(措法41⑩⑪⑫、措令26⑳㉑㉒)。

(注) 1 低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋については、平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供する場合に住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(平25改正法附則54②)。

2 個人が、認定住宅を自己の居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分において、認定住宅新築等特別税額控除(個人が、認定住宅の新築等をして、平成21年6月4日(認定低炭素住宅については平成26年4月1日)から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における認定住宅の構造等の標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除)の適用を受ける場合には、居住年以後10年間の各年において、上記(イ)及び(ハ)の住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません(措法41⑰)。

(ニ) 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

自己の所有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった個人が、一定の住宅の取得等をして、かつ、その居住の用に供することができなくなった日から平成33年12月31日までの間に、その人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の再取得等のための住宅借入金等を有するときは、その人の選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住年以後10年間の各年において、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、【表1】の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます（震災特例法13の2）。

【表1】

住宅を居住の用に供した日	控除期間		住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の控除限度額
			2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超 2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超 3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超 4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超 5,000万円以下の部分の金額	
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	控除額の特例	1～10年目	0.6%		—			15万円
		11～15年目	0.4%		—			10万円
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	控除額の特例	1～10年目	0.6%	—				12万円
		11～15年目	0.4%	—				8万円
平成21年1月1日（認定長期優良住宅に係るものは平成21年6月4日）から平成22年12月31日まで	本則	10年間	1.0%				50万円	
	認定長期優良住宅	10年間	1.2%				60万円	
平成23年1月1日から平成23年12月31日まで	本則	10年間	1.0%			—	40万円	
	認定長期優良住宅	10年間	1.2%				60万円	
	額の特例 等に係る控除 住宅の再取得	10年間	1.2%			—	48万円	
平成24年1月1日（認定低炭素住宅に係るものは平成24年12月4日）から平成24年12月31日まで	本則	10年間	1.0%		—		30万円	
	認定住宅	10年間	1.0%			—	40万円	
	額の特例 等に係る控除 住宅の再取得	10年間	1.2%			—	48万円	

住宅を居住の用に供した日	控除期間		住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の控除限度額
			2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超 2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超 3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超 4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超 5,000万円以下の部分の金額	
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	本則	10年間	1.0%	—			20万円	
	認定住宅	10年間	1.0%		—		30万円	
	住宅の再取得等に係る控除額の特別	10年間	1.2%		—		36万円	
平成26年4月1日から 平成33年12月31日まで	本則	10年間	1.0%			—	40万円	
		10年間	1.0%	—			20万円	
	認定住宅	10年間	1.0%			—	50万円	
		10年間	1.0%		—		30万円	
	住宅の再取得等に係る控除額の特別	10年間	1.2%			—	60万円	

(注) 特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいいます（措法41⑤）。

□ 特定増改築等住宅借入金等特別控除

(イ) 高齢者等居住改修工事等を含む増改築等

特定個人^(注1)が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、高齢者等居住改修工事等^(注2)を含む増改築等（以下「バリアフリー改修工事等」といいます。）をして、平成26年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の増改築等のための一定の借入金又は債務（以下「増改築等住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記イ(イ)、(ロ)又は(ニ)との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、【表2】のと通りの控除率により計算した金額がバリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます^(注3)（措法41の3の2①～④、措令26の4④～⑧、措規18の23の2①②、昭163建設省告示1274号（最終改正平29国土交通省告示278号）、平19国土交通省告示407号（最終改正平29国土交通省告示284号））。

【表2】

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成26年1月1日から平成26年3月31日まで	①バリアフリー改修工事等に係る費用	1,000万円（※1）	1.0%	5年	12万円
	②うち高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等に係る費用	200万円	2.0%		
平成26年4月1日から平成33年12月31日まで	①バリアフリー改修工事等に係る費用	1,000万円（※1）	1.0%		12.5万円（※4）
	②うち高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用（※2）	250万円（※3）	2.0%		

（※1） 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

（※2） 特定多世帯同居改修工事等については、平成28年4月1日以降に適用となります（下記ロ(ハ)を参照してください）。また、特定耐久性向上改修工事等については、平成29年4月1日以降に適用となります（下記ロ(ニ)を参照してください）。

（※3） 特定取得以外の場合は200万円となります。

（※4） 特定取得以外の場合は12万円となります。

（注）1 特定個人とは、①年齢が50歳以上である者、②介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者、③障害者である者、④前記の②若しくは③に該当する者又は年齢が65歳以上の者（以下「高齢者等」といいます。）である親族と同居している者、のいずれかに該当する個人をいいます。

2 高齢者等居住改修工事等とは、家屋について行う次に掲げる、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替であり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築基準法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます。

- (1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- (2) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- (3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- (4) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事

- ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- (5) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- (6) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
- (7) 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- (8) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
- 3 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成21年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額（平成26年3月31日までは工事費用相当額とのいずれか少ない金額）を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記イ(イ)の住宅借入金等特別控除並びに上記ロ(イ)、下記ロ(ロ)及びロ(ハ)の特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。
- 4 「特定断熱改修工事等」とは、下記ロ(ロ)注2の「特定断熱改修工事等」をいいます。
- 5 「特定多世帯同居改修工事等」とは、下記ロ(ハ)注1の「特定多世帯同居改修工事等」をいいます。
- 6 「特定耐久性向上改修工事等」とは、下記ロ(ニ)注1の「特定耐久性向上改修工事等」をいいます。
- 7 特定取得とは、個人の住宅の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の増改築等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の増改築等をいいます（措法41の3の2⑱）。

(ロ) 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等

個人が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、断熱改修工事等^(注1)又は特定断熱改修工事等^(注2)を含む増改築等（以下「省エネ改修工事等」といいます。）をして、平成26年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記イ(イ)、(ロ)又は(ニ)との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、【表3】のとおり控除率により計算した金額が省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます^(注3)（措法41の3の2②二、⑤～⑦、措令26の4⑥～⑧、⑱～⑳、措規18の23の2①②、昭63建設省告示

1274号（最終改正平29国土交通省告示278号）、平20国土交通省告示513号（最終改正平29国土交通省告示286号）。

【表3】

住宅を居住の用に供した日	区分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成26年1月1日から平成26年3月31日まで	①省エネ改修工事等に係る費用	1,000万円（※1）	1.0%	5年	12万円
	②うち特定断熱改修工事等に係る費用	200万円	2.0%		
平成26年4月1日から平成33年12月31日まで	①省エネ改修工事等に係る費用	1,000万円（※1）	1.0%		12.5万円（※4）
	②うち特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用（※2）	250万円（※3）	2.0%		

（※1） 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

（※2） 特定多世帯同居改修工事等については、平成28年4月1日以降に適用となります（下記ロ(ハ)を参照してください。）。また、特定耐久性向上改修工事等については、平成29年4月1日以降に適用となります（下記ロ(ニ)を参照してください。）。

（※3） 特定取得以外の場合は200万円となります。

（※4） 特定取得以外の場合は12万円となります。

（注）1 断熱改修工事等とは、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②天井等、③壁若しくは④床等の断熱工事）で次に掲げる要件を満たすものであり、これらに該当する旨が証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関、建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます（2において同じです。）。

イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上となること

ロ 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること（2に該当するものを除きます。）。

※Ⅰ 平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、ロの要件を満たさないものも対象となります。

※Ⅱ 平成29年3月31日以前に居住の用に供する場合は、イについて平成25年基準相当以上となる必要があります。

2 特定断熱改修工事等とは、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替で、次に掲げる要件を満たすものであり、これらに該当する旨が証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）

イ 1に掲げる工事で、次の(イ)及び(ロ)の要件を満たす工事

ロ ①居室の窓の改修工事、又は①と併せて行う②天井等、③壁若しくは④床等の断熱工事で、次の(イ)及び(ハ)の要件を満たす工事